

### 政策評価調書(政策評価体系図)

所管名: 公害等調整委員会

21年度成立予算における政策評価体系図 【実施(基本)計画(平成21年3月策定)】 (注3)	22年度概算要求における政策評価体系図 【実施(基本)計画(平成22年3月策定(予定))】 (注4)	<記載例1>	<記載例2> (注5)
上位レベル (注1, 2)	上位レベル	/	/
中位レベル (注1, 2)	中位レベル		
下位レベル (注1, 2)	下位レベル		
I. 公害等調整委員会の任務の遂行 ①	I. 公害等調整委員会の任務の遂行		
1. 公害紛争の処理 ①-1	1. 公害紛争の処理	①-1	
	(1) 公正かつ中立な立場から公害紛争事件の迅速かつ適正な処理を図る。		
	(2) 国民の安全・安心に資するため、公害紛争処理制度の利用の促進等を図る。		
2. 土地利用の調整 ①-2	2. 土地利用の調整	①-2	
	(1) 鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は他産業との調整を図る。		
	(2) 公正かつ中立な立場から土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保を図る。		
3. 身近な公害紛争処理 ①-3			

- 注) 1. 政策評価において使用している政策レベルの名称を記載すること  
2. 予算書における項・事項と一致する政策レベルは必ず記載すること。  
3. 21年度成立予算における政策評価体系図については、21年度成立予算に沿って実施する政策の評価に係る体系図を記載すること。また、体系が記載されている根拠となるもの(21年度成立予算に対応する政策評価基本計画、実施計画等)及びその策定年月を記載すること。  
4. 22年度概算要求における政策評価体系図については、概算要求に沿って22年度において実施することが予定されている政策を記載すること。また、体系が記載されている根拠となるもの(政策評価基本計画、実施計画等、予定を含む)及びその策定年月を記載すること。なお、22年度の新規の政策及び前年度政策評価体系図における政策の名称から変更があるものについては、下線を付すこと。  
5. 予算書における項・事項と一致する政策レベル以外でも評価を実施している場合は、個別票を別途作成することとし、政策評価調書番号は記載例2のとおり付番すること。  
6. 政策ごとの予算がないものについては、政策評価調書番号欄に「-」を記載する。